

ご遺族の方へ

～おくやみ手続きガイド～

このたびは大切な方のご逝去に
心からご冥福をお祈り申し上げます
今後の様々なお手続きに、このガイドブックが
少しでもお役に立てることを願っております



おくやみコーナー

お手続きの準備のための
ご相談をお受けいたします。 ●**予約制** 電話番号 ☎03-5744-1185
平日 午前9時から午後4時まで(おおむね30分程度)

区民部戸籍住民課 大田区蒲田5-13-14 本庁舎1階

目次・チェックリスト

死亡に関する手続き(届出等の準備)

P3

住民票について P3 / 戸籍について・相続手続確認表 P3
戸籍証明書等請求書 P4 / 委任状 P5 / 法定相続情報証明制度 P6

区役所でのチェックリスト

	亡くなった方についてのご確認	該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ
住民票・保険・医療・税に関する手続き	世帯主である		●世帯主変更	戸籍住民課戸籍住民担当	7A
	印鑑登録をしている		●印鑑登録証の破棄	戸籍住民課戸籍住民担当	7B
	マイナンバーカード(または通知カード)を持っている		●マイナンバーカード(または通知カード)の返納	戸籍住民課戸籍住民担当	7C
	国民健康保険に加入している または国民健康保険に加入している 方のいる世帯の世帯主である		●国民健康保険資格確認書、被保険者証の返還及び世帯主の変更	国保年金課国保資格係	8A
			●国民健康保険葬祭費の支給	国保年金課国保給付係	8B
			●国民健康保険料の納付	国保年金課国保料収納担当	8C
	後期高齢者医療保険に加入している		●後期高齢者医療資格確認書、被保険者証の返還	国保年金課後期高齢者医療資格担当	9A
			●後期高齢者医療制度葬祭費の支給	国保年金課後期高齢者医療給付担当	9B
			●後期高齢者医療保険料の納付	国保年金課後期高齢者医療収納担当	9C
	公害医療手帳を持っている		●公害医療手帳の返還等	健康医療政策課公害保健担当	9D
	65歳以上の方または介護認定を受けている(認定申請中を含む)		●介護保険被保険者証等の返還	介護保険課資格・保険料担当	10A
			●介護保険料の還付または納付	介護保険課収納担当	10B
	住民税が課税されている		●住民税(特別区民税・都民税)の課税	課税課課税担当 大森地区・調布地区・蒲田地区	11A
			●住民税(特別区民税・都民税)の納付(未納がある場合)	納税課収納推進担当	11B
年金に関する手続き	126cc以上のバイク・普通自動車を持っている		●126cc以上のバイク・普通自動車の廃車や名義変更	東京運輸支局	11C
	125cc以下のバイク・小型特殊自動車を持っている		●125cc以下のバイク・小型特殊自動車の廃車や名義変更	課税課課税担当(庶務・諸税)	12A
	軽四輪を持っている		●軽四輪の廃車や名義変更	軽自動車検査協会	12B
恩給などに関する手続き	公的年金に加入している		●公的年金の手続き(遺族年金・寡婦年金・死亡一時金の請求)	日本年金機構 大田年金事務所 国保年金課国民年金係	13A
	国民年金もしくは厚生年金を受給している(生計同一の親族あり)		●未支給年金の請求	日本年金機構 大田年金事務所	13B
	恩給を受給している		●恩給	総務省恩給相談室	14A
	国債を持っている		●国債	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局	14B

	亡くなった方についてのご確認	該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ
障がいのある方の手続き	身体障害者手帳を持っている		●身体障害者手帳の返還	・各地域福祉課障害者地域支援担当(身体障害者支援) (大森、調布、蒲田、荏谷・羽田) ・障害福祉課障害者支援担当(障害事業)	15A
	愛の手帳を持っている		●愛の手帳の返還	・各地域福祉課障害者地域支援担当(知的障害者支援) (大森、調布、蒲田、荏谷・羽田)	15B
	精神障害者保健福祉手帳を持っている		●精神障害者保健福祉手帳の返還	・各地域福祉課障害者地域支援担当(精神障害者支援・難病医療費助成) (大森、調布、蒲田、荏谷・羽田)	15C
児童の手当に関する手続き	児童手当等の支給対象児または受給者である		●児童手当等の受給者変更・医療証の保護者変更	子育て支援課子育て支援担当(こども医療)	16A
	児童扶養手当等の支給対象児または受給者である		●児童扶養手当等届出書・申請書	子育て支援課子育て支援担当(児童育成)	16B
	特別児童扶養手当等を受給している		●特別児童扶養手当届出書等		16C
被爆者・工場経営者・区営住宅等	被爆者である(要件あり)		●葬祭料の支給(原子爆弾被爆者援護制度)	各地域健康課(大森、調布、蒲田、荏谷・羽田)	17A
	工場や指定作業場の経営者である		●工場等の廃止届等	環境政策課環境政策担当	17B
	区営住宅・区民住宅に住んでいる		●区営住宅・区民住宅	大田区住宅管理センター	17C

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。(例：7Aと記載されている項目については7ページのA番をご覧ください。)

その他の手続き・問い合わせ

P18

固定資産税 / 所得税 / 運転免許証 / パスポート / 在留カード・特別永住者証明書(外国人住民) / シルバーパス / 厚生年金等 / 社会保険・共済組合等 / 簡易保険 / 生命保険 / 各金融機関 / クレジットカード / 不動産 / 水道 / 電気・ガス・NHK / 電話・携帯電話 / インターネット回線・サービスプロバイダー / 借地・借家 / 森林の所有者

各種相談窓口の案内

P18

法律 / 行政手続 / 登記 / 不動産取引 / 高齢者福祉(※)
※高齢者の相談窓口…………… P14

その他の情報

おくやみコーナー……………表紙
子どもと家庭に関する相談窓口……………P7
ひとり親家庭支援……………P8
ねんきんダイヤル……………P13
区民葬儀券のご案内……………裏表紙

- ① 老いじたくに関すること……………P10
- ② 自筆証書遺言書保管制度……………P12
- ③ 遺言書の検認手続き……………P12
- ④ 住宅・空家相談窓口……………P17

大田区役所本庁舎 死亡に関する手続き窓口 フロア案内図

裏表紙

死亡に関する手続き（届出等の準備）

死亡後に必要となる手続きには故人やご遺族のことを証明する住民票の写しや戸籍謄本等が必要となる場合があります。住民票の写しは住所地の市区町村で、戸籍謄本等は本籍地での発行となります。大田区では、本庁舎1階戸籍住民窓口および特別出張所（区内18か所）で発行しています。なお、請求の際は、本人確認書類（本人の資格確認書・健康保険証・運転免許証等）の提示が必要となります。

住民票について

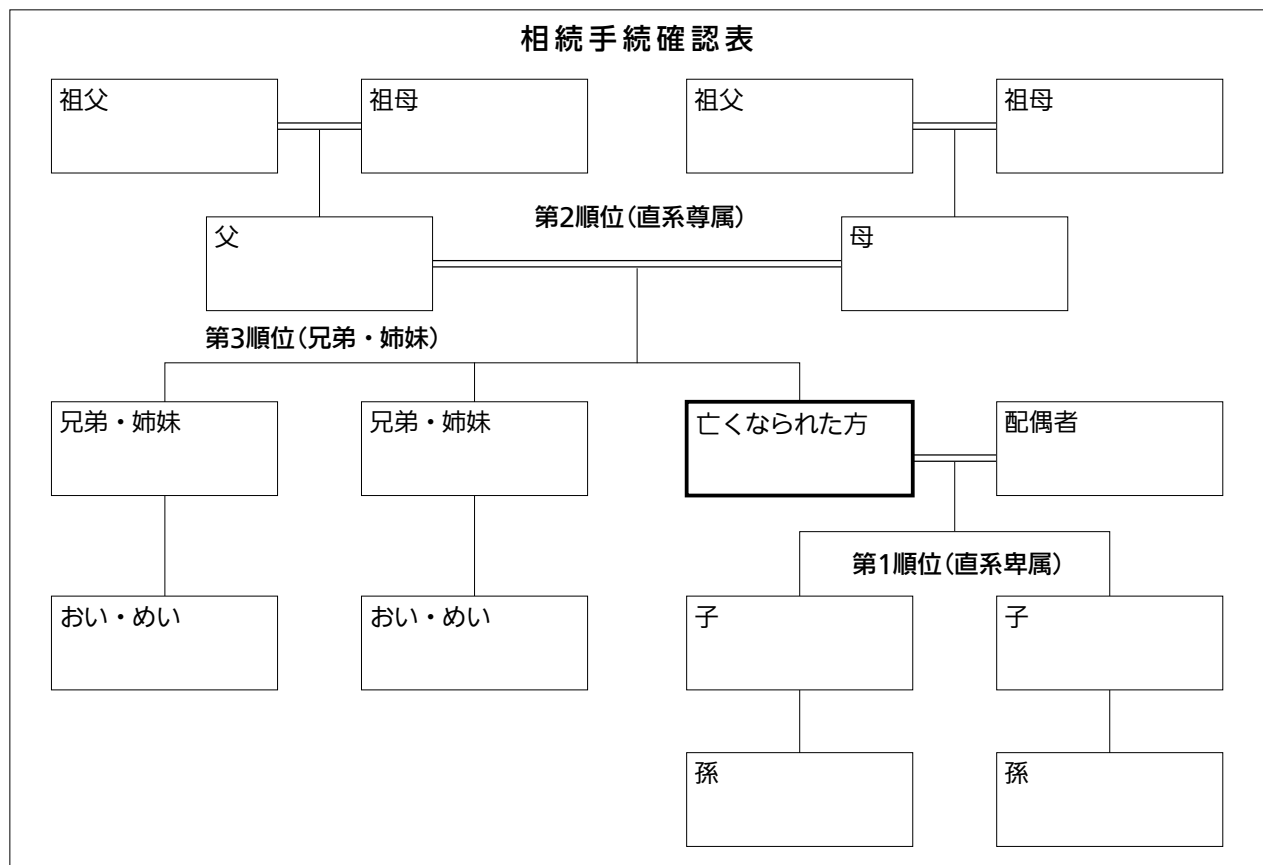
住民票とは、市区町村の住民について、個人か世帯単位に氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名と世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、届出の年月日、従前の住所などを記載したものです。故人の住民票の写しを請求する場合は、申請理由、目的が分かる書類の提示をお願いしています。

住民票の世帯主

死亡後に必要となる手続きには、故人が、住民票の世帯主か世帯員かによって異なる場合があります。世帯主とは、世帯を構成する者のうち主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者です。

戸籍について

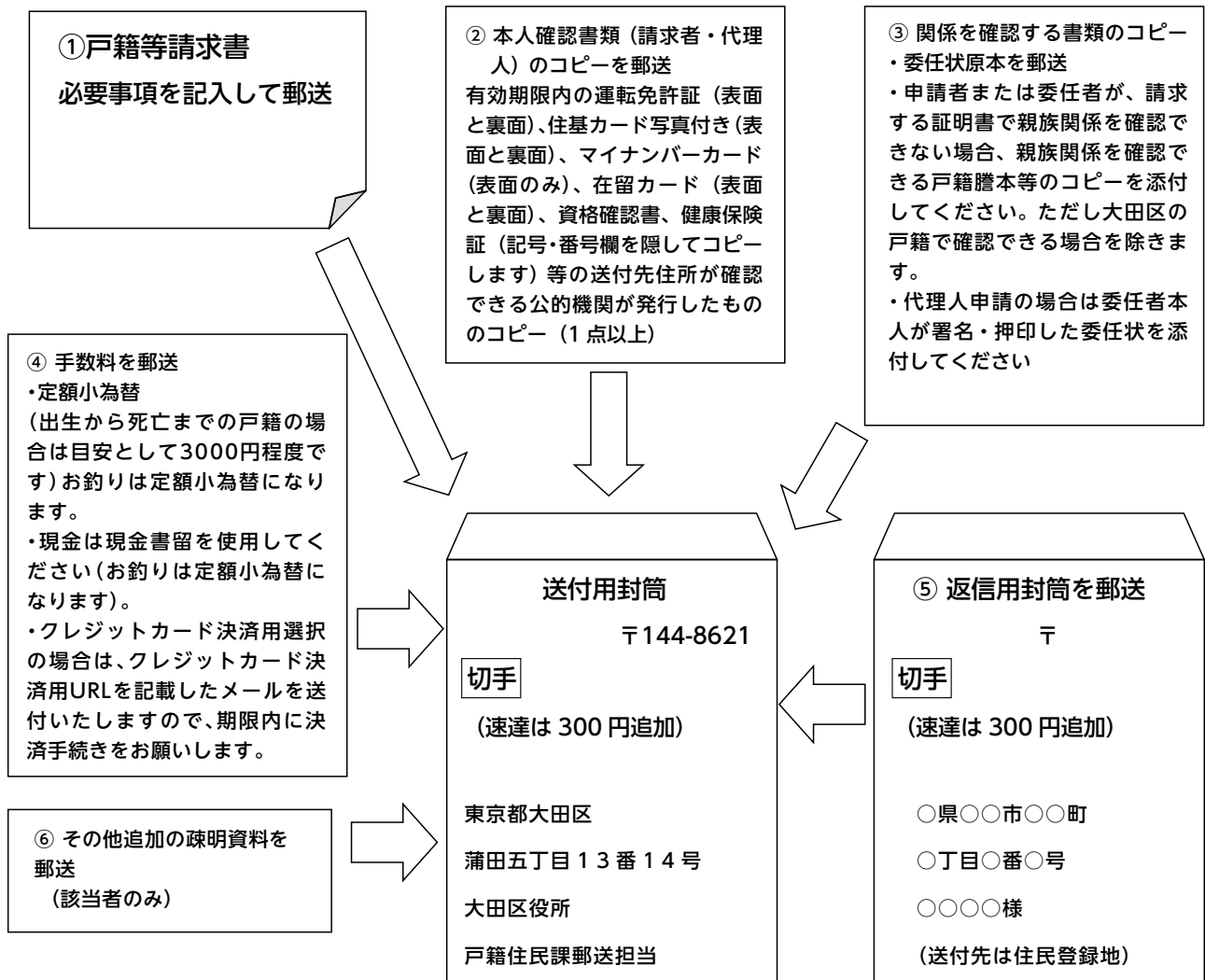
戸籍とは、夫婦及び氏を同じくする子を一つの単位とし、個人の出生、婚姻、養子縁組、死亡などの身分上の重要な事項を記録し公証するものです。戸籍のある場所を本籍といいます。戸籍謄本等は、身分関係や親族関係の証明書類として、各種申請手続きに利用されています。



*相続手続きの場合、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出を求められることがあります。

*金融機関等では法定相続情報証明制度（P6参照）を活用した法定相続情報一覧図の写しの提出で手続きできる場合もあります。

郵送による戸籍等の請求方法



（※1）戸籍等の請求について

請求できる戸籍は、戸籍に記載されている方、戸籍に記載されている方の配偶者・直系の親族です。その他の方の第三者請求は権利行使・義務履行等の詳細、提出先等を記入し疎明資料を添付してください。

（※2）附票の写しについて

請求者（代理人からの請求の場合、委任者）から見て、戸籍の附票に記録されている方が本人・配偶者・直系親族ではない場合、第三者請求の理由・目的に加えて本籍・筆頭者の記載を必要とする場合、理由・提出先についても請求理由の欄に詳細にお書きください。

（留意事項）

- ① 申請書を投函してから証明書がお手元に届くまで10日以上かかる場合があります。お急ぎの場合は速達等もご検討ください。
- ② 発行可能な証明書の種類は、個人情報の関係から事前に調べることができませんので、ご了承ください。
- ③ 携帯電話のドメイン指定受信をされている場合は、必ず「@city.ota.tokyo.jp」を追加指定してください。
- ④ 1か月以内に戸籍の届出（出生、死亡、婚姻等の届出）をされた方は、請求理由・使用目的のその他の欄に「〇〇届を〇年〇月〇日に〇〇市区町村に提出」とお書きください。

申請書ダウンロードページはこちら ⇒



（連絡先）戸籍住民課郵送担当戸籍班（戸籍関係）

電話：03-5744-1233

戸籍住民課郵送担当住民班（戸籍の附票・住民票等）

電話：03-5744-1676

委任状

各種手続きにより手続きをできる方(申請者)が決まっています。

申請者(ご遺族の代表者や法定相続人など)が窓口に来所できない場合は、代理人(委任状を持参)が手続きができる場合があります。

死亡に関する戸籍・年金手続・税証明関係用

(葬祭費の申請には、原則必要ありません。)

記入される前にお読みください。

※必ず委任者が代理人、委任事項を自書・押印し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

委 任 状

(宛先) 長
年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

印

(生年月日 年 月 日)

日中の連絡先電話番号

—

—

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

委任者との続柄()

※代理人の方は、本人確認書類を、ご持参ください。

委任事項(委任する事項に☑を付してください)

- ☐ _____の死亡に伴う未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要なとなる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 国民年金・厚生年金に関する手続き()
- ☐ 税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 遺族年金用：課税・納税(非課税)証明書
- ☐ 相続登記用：固定資産評価証明書
- ☐ その他()

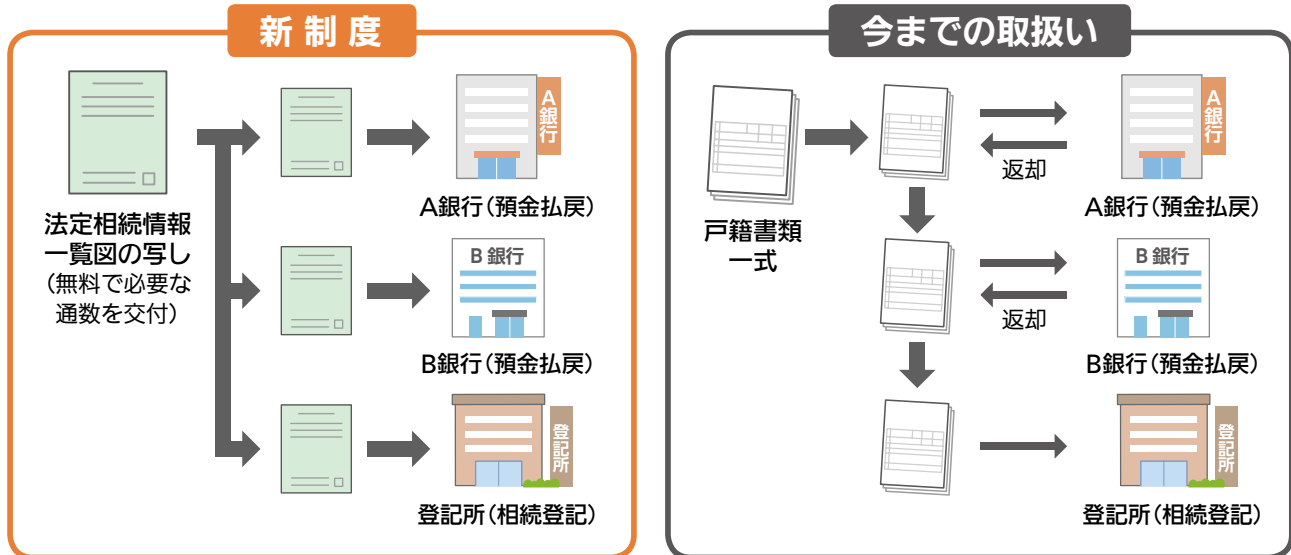
(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。
申請の際に必要な添付書類は、各申請窓口にお問い合わせください。

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート! この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。制度に関する詳細は、法務局 相続登記義務化で検索してください。

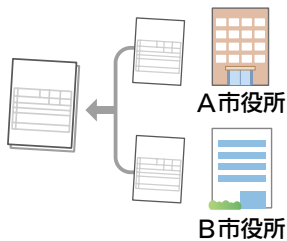
※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



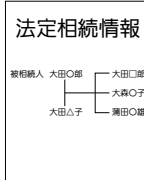
制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。



①-2 法定相続情報一覧図を作成します。



①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。

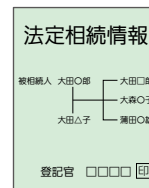
ポイント

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。
手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

② 確認・交付(登記所)

②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



ポイント

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

③ 利用

③-1 各種相続手続きへお使いください。

戸籍謄本等の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に

未来につなぐ相続登記

不動産の相続登記をお忘れなく!

次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、法務局ホームページでもご覧いただけます。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

〈問い合わせ先〉

東京法務局民事行政部不動産登記部門 ☎03-5213-1330

東京法務局登記電話相談室 ☎03-5318-0261

東京法務局城南出張所 ☎03-3750-6651

大田区鵜の木二丁目9番15号

A

世帯主変更

手続きの説明

お亡くなりになった方が世帯主で、世帯主以外にその世帯に二人以上の世帯員がいらっしゃる場合は、世帯主変更の届をお出しください。

申請書等

- 住民異動届(異動事由：世帯主変更)

持ち物

- 届出人の本人確認書類
- 委任状(届出人が故人と別世帯の場合)

受付窓口

- 戸籍住民課 1階 6番窓口
- 特別出張所(区内18か所)

期 限

- お亡くなりになった日から14日以内

〈問い合わせ先〉

戸籍住民課戸籍住民担当 ☎03-5744-1185

B

印鑑登録証の破棄

手続きの説明

死亡届が出されて住民票が削除されると印鑑登録も自動的に廃止になります。印鑑登録証はハサミで裁断し破棄してください。

申請書等

- なし

持ち物

-

受付窓口

-

期 限

-

〈問い合わせ先〉

戸籍住民課戸籍住民担当 ☎03-5744-1185



C

マイナンバーカード (または通知カード)の返納

手続きの説明

返納義務はありません。お亡くなりになった方の生命保険の手続き等でマイナンバーが必要になる場合がありますので、返納される場合は手続きが終了した後に窓口にお持ちください。

申請書等

- マイナンバーカード(または通知カード)の返納届

持ち物

- 故人のマイナンバーカード(または通知カード)

受付窓口

- 戸籍住民課 1階 3番窓口
- 特別出張所(区内18か所)
- 大田区マイナンバーカードセンター

期 限

- なし

〈問い合わせ先〉

戸籍住民課戸籍住民担当 ☎03-5744-1185



子どもと家庭に関する 相談窓口

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じています。18歳未満のお子さんとその家族に関することなど何でもご相談ください。

匿名の相談もお受けいたします。

お子さん自身からの相談も
お受けいたします。

来所でのご相談は事前にご連絡ください。

問い合わせ先：子ども家庭支援センター大森
(キッズな大森)
☎03-5753-7830
大田区大森北四丁目16番5号

A 国民健康保険資格確認書、被保険者証の返還及び世帯主の変更

手続きの説明

国民健康保険にご加入の方がお亡くなりになった場合は、資格確認書、被保険者証等を国保年金課国保資格係もしくはお近くの特別出張所にご返還ください。

お亡くなりになった方が世帯主で、世帯主の変更があった場合はご家族の資格確認書、被保険者証の書き換えが必要です。これまでお使いの資格確認書、被保険者証等をお持ちのうえ窓口にお越しください。

申請書等

- 国民健康保険資格確認書・被保険者証・高齢受給者証交付申請書

持ち物

- これまでお使いの資格確認書、被保険者証、高齢受給者証
- 窓口に来られる方の顔写真付き本人確認書類
- 委任状(同一世帯員以外の方が届出する場合)

受付窓口

- 国保年金課 4階 11番窓口
- 特別出張所(区内18か所)

期 限

- 世帯主変更の届出後速やかに

〈問い合わせ先〉

国保年金課国保資格係 ☎03-5744-1210

B 国民健康保険葬祭費の支給

手続きの説明

国民健康保険にご加入の方がお亡くなりになった場合は、葬儀を行った方に、葬祭費が支給されます。(社会保険から国民健康保険に切り替わった場合は、原則3ヶ月以上加入。申請が必要です。)

詳しくは下記にお問い合わせください。

申請書等

- 国民健康保険葬祭費支給申請書・請求書

持ち物

- 葬儀費用の領収書(支払った方と故人の氏名が書かれているもの)
- 申請人の方の印鑑(スタンプ印は不可)
- 申請人の方の口座が分かるもの
- 窓口に来られる方の本人確認書類(郵送申請の場合は不要)

受付窓口

- 国保年金課 4階 12番窓口
*特別出張所では取り扱っていません。
- 郵送でも受け付けています。申請書は区HPからダウンロードできます。

くわしくはこちら→



期 限

- 葬儀を執り行った日の翌日から2年以内

〈問い合わせ先〉

国保年金課国保給付係 ☎03-5744-1211

C 国民健康保険料の納付

手続きの説明

お亡くなりになった方が、大田区国民健康保険加入世帯の世帯主だった場合で保険料に未納がある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。詳しくは、国保年金課国保料収納担当までお問い合わせください。

申請書等

- なし

持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 相続人であることが分かる書類

受付窓口

- 国保年金課 4階 13番窓口

期 限

- 未納期間がある場合は、できるだけ早めにご連絡ください。

〈問い合わせ先〉

国保年金課国保料収納担当 ☎03-5744-1697

ひとり親家庭支援

- 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金
- 母子生活支援施設
- 東京都母子及び父子福祉資金

問い合わせ先：各生活福祉課
(大 森) ☎03-5843-1028
(調 布) ☎03-3726-5551
(蒲 田) ☎03-6715-8800
(糀谷・羽田) ☎03-3741-6521

- ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業

問い合わせ先：子育て支援課
子育て支援担当(児童育成)
☎03-5744-1274



このマークがある項目には各自ご記入ください

A 後期高齢者医療資格確認書、被保険者証の返還

手続きの説明

後期高齢者医療制度にご加入の方がお亡くなりになった場合は、資格確認書、被保険者証を国保年金課後期高齢者医療担当もしくはお近くの特別出張所にご返還ください。

申請書等

- なし

持ち物

- 後期高齢者医療資格確認書、被保険者証

受付窓口

- 国保年金課 4階 25番窓口
または特別出張所(区内18か所)

期 限

- 各種手続きにおける資格確認書、被保険者証のご使用が終了し、不要となりましたらご返還ください。葬祭費の申請手続きと一緒にご返還いただいても結構です。

〈問い合わせ先〉

国保年金課後期高齢者医療資格担当 ☎03-5744-1608

B 後期高齢者医療制度葬祭費の支給

手続きの説明

後期高齢者医療制度にご加入の方がお亡くなりになった場合は、葬儀費用を支払った方に、葬祭費が支給されます。詳しくは、下記にお問い合わせください。

申請書等

- 後期高齢者医療葬祭費支給申請書・請求書

持ち物

- 葬儀費用の領収書(支払った方と故人の氏名が書かれているもの)
- 故人の後期高齢者医療資格確認書、被保険者証
- 申請者の口座が分かるもの。
- 申請者の本人確認書類
代理の方が来庁される場合は、代理の方の本人確認書類も必要となります。

受付窓口

- 国保年金課 4階 25番窓口
*特別出張所では取り扱っていません。

期 限

- 葬儀を執り行った日の翌日から2年以内

〈問い合わせ先〉

国保年金課後期高齢者医療給付担当 ☎03-5744-1254

C 後期高齢者医療保険料の納付

手続きの説明

お亡くなりになった方が、後期高齢者医療加入者だった場合で保険料に未納がある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。詳しくは、下記にお問い合わせください。

申請書等

- なし

持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 相続人であることが分かる書類

受付窓口

- 国保年金課 4階 25番窓口

期 限

- 未納期間がある場合は、できるだけ早めにご連絡ください。

〈問い合わせ先〉

国保年金課後期高齢者医療収納担当 ☎03-5744-1647

D 公害医療手帳の返還等

手続きの説明

公害医療手帳をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、手帳を健康医療政策課公害保健担当にご返還いただくとともに死亡のお届けが別途必要になります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

申請書等

- 死亡届(公害医療手帳返還届)

持ち物

- 公害医療手帳
- 印鑑
- 死亡診断書

受付窓口

- 健康医療政策課 6階

期 限

- 戸籍の死亡届を出された後、お早めにお届けください。

〈問い合わせ先〉

健康医療政策課公害保健担当 ☎03-5744-1246

A 介護保険被保険者証等の返還

手続きの説明

介護保険被保険者証、負担割合証(お持ちの方のみ)、負担限度額認定証(お持ちの方のみ)の返還

申請書等

- なし

持ち物

- 介護保険被保険者証、負担割合証(お持ちの方のみ)、負担限度額認定証(お持ちの方のみ)

受付窓口

- 介護保険課 3階 13番窓口
または特別出張所(区内18か所)
- 故人が介護サービスを受けていた場合は、担当ケアマネージャーにもご連絡ください。

期 限

- 各種手続きにおける被保険者証等のご使用が終了し、不要となりましたらご返還ください。

その他

- 介護サービスを受けていて高額介護サービス費を受給中の方は、給付担当(03-5744-1622)までご連絡ください。

〈問い合わせ先〉

介護保険課資格・保険料担当 ☎03-5744-1491

B 介護保険料の還付または納付

手続きの説明

介護保険第1号被保険者の方(65歳以上)がお亡くなりになった場合は、後日介護保険料変更通知を郵送します。

①還付

- 介護保険料の還付が生じる方へは、変更通知の後に介護保険料還付通知をお送りします。

申請書等

- 介護保険料還付口座登録届書(介護保険料還付通知に同封し郵送します。)

持ち物

- 郵送にて申請

期 限

- 介護保険料還付通知発付日から2年間

②納付

- 未納期間がある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。収納担当までお問合せください。

申請書等

- なし

持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類。納付書等被保険者番号の分かるもの、または故人の本人確認書類

期 限

- 未納期間がある場合は、できるだけ早めにご連絡ください。

受付窓口

介護保険課 3階 13番窓口(①、②とも)

〈問い合わせ先〉

介護保険課収納担当 ☎03-5744-1492



老いじたくに関すること

1

大切な人が亡くなり、財産やご自身の将来についてご不安に思われているのではないのでしょうか。

区では、遺言・相続・不動産・家族のこと等、年齢を重ねるにつれて多くの人が不安に思うことについて、幅広くご相談いただけるよう、老いじたく相談を開催しています。将来への備えやご自分の気持ちを一緒に整理してみませんか。詳細は下記までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉福祉管理課調整担当 ☎03-5744-1244

老いじたくについては、大田区社会福祉協議会のおおた成年後見センターと連携して取り組んでいます。大田区社会福祉協議会では、ご自身やご家族の判断能力が低下したときの相談など、成年後見制度の利用に関する各種相談に応じています。

また、弁護士、公証人、司法書士による無料法律相談(予約制)を右記のとおり開催していますので、併せてご利用ください。

内 容	日 時	相談時間	相談員
日常生活上の法律に関する相談	第1～第4火曜日 午前10時～正午	40分	弁護士
公正証書であんしん生活相談	第3木曜日 午前10時～正午	30分	公証人
成年後見に関する専門相談	第1・2・4木曜日 午前10時～正午	1時間	司法書士

〈予約・問い合わせ先〉大田区社会福祉協議会おおた成年後見センター ☎03-3736-2022
大田区西蒲田七丁目49番2号 大田区社会福祉センター5階

※②自筆証書遺言書保管制度(P12)、③遺言書の検認手続き(P12)、④住宅・空家相談窓口(P17)も併せてご覧ください。

A

相続人代表者の方には、お亡くなりになった方にかかる住民税の納付等のお知らせを郵送します。

- 故人の本人確認書類
- 窓口に来られる方の本人確認書類

●課税課 4階 22～24番窓口

- 速やかに

課税課課税担当 大森地区 ☎03-5744-1194
調布地区 ☎03-5744-1195
蒲田地区 ☎03-5744-1196

B

●

- 納付書等通知書番号の分かるもの、または故人の本人確認書類
- 窓口に来られる方の本人確認書類

● 納税課 4階 15番窓口

- 速やかに

納税課収納推進担当 整理大森 ☎03-5744-1200
整理調布 ☎03-5744-1201
整理蒲田 ☎03-5744-1202
整理区外 ☎03-5744-1203

C

● 手続きの種類や車種によって、必要なものが異なります。お問い合わせください。

● 東京運輸支局

- 速やかに

東京運輸支局 ☎050-5540-2030
品川区東大井一丁目12番17号

A 125cc以下のバイク・小型特殊自動車の廃車や名義変更

手続きの説明

125cc以下のバイク・小型特殊自動車の納税義務者の方がお亡くなりになった場合には、廃車や名義変更をしてください。

申請書等

- 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
※窓口にて用意してあります。

持ち物

- ナンバープレート
- 標識交付証明書
- 納税義務者との続柄がわかる書類(戸籍謄本の写しなど)
※ご家族以外の第三者の方が手続きをする場合には、上記書類のほか、ご家族からの委任状が必要です。

受付窓口

- 課税課 4階 21番窓口
廃車については、特別出張所(区内18か所)でも受付しています。

期限

- 速やかに

〈問い合わせ先〉

課税課課税担当(庶務・諸税) ☎03-5744-1192

B 軽四輪の廃車や名義変更

手続きの説明

軽四輪の納税義務者の方がお亡くなりになった場合には、廃車や名義変更をしてください。

申請書等

-

持ち物

- 手続きの種類や車種によって、必要なものが異なります。お問い合わせください。

受付窓口

- 軽自動車検査協会

期限

- 速やかに

〈問い合わせ先〉

軽自動車検査協会 ☎050-3816-3100
港区港南三丁目3番7号



② 預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を
法務局(遺言書保管所)が守ります。

詳しくは法務省のホームページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

東京法務局 ☎03-5213-1234
千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎



③ 遺言書が見つかったら 検認手続きが必要です。

封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上、開封しなければならないことになっています。

詳しくは裁判所のホームページ
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_17/index.html
東京家庭裁判所 ☎03-3502-8331
千代田区霞が関一丁目1番2号

※公正証書及び保管制度で保管された遺言書は、検認は不要です。

年金に関する手続き

A

公的年金の手続き (遺族年金・寡婦年金・ 死亡一時金の請求)

手続きの説明

年金加入中や60歳以上で年金を受給していない方がお亡くなりになった時は、下記、受付窓口にお電話してください。お手続きと必要書類の案内があります。お亡くなりになった方の年金加入歴や、ご遺族との関係により、遺族年金・寡婦年金・死亡一時金が支給される可能性があります。

申請書等

- お電話した際、ご案内があります。

持ち物

- お電話した際、ご案内があります。

受付窓口

- 日本年金機構大田年金事務所
またはご遺族の住所地の年金事務所
- 国民年金係 3階 12番窓口
(国民年金第1号のみの加入者)

期 限

- 遺族年金または寡婦年金
お亡くなりになった日から5年以内
- 死亡一時金
お亡くなりになった日から2年以内

〈問い合わせ先〉

日本年金機構 大田年金事務所 ☎03-3733-4141
大田区南蒲田二丁目16番1号 テクノポートカマタセンタービル3階
国保年金課国民年金係 ☎03-5744-1214

B

未支給年金の請求

手続きの説明

年金を受給していた方がお亡くなりになった時は、下記、受付窓口にお電話してください。お亡くなりになった方とご遺族との関係により、未支給年金が支給される可能性があります。

未支給年金を受け取れるご遺族

年金を受けていた方がお亡くなりになった当時、その方と生計を同じくしていた、

- (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母
(6)兄弟姉妹 (7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族
未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。

申請書等

- お電話した際、ご案内があります。

持ち物

- お電話した際、ご案内があります。

受付窓口

- 日本年金機構大田年金事務所
またはご遺族の住所地の年金事務所

期 限

- お亡くなりになった日から5年以内

〈問い合わせ先〉

日本年金機構 大田年金事務所 ☎03-3733-4141
大田区南蒲田二丁目16番1号 テクノポートカマタセンタービル3階



年金相談に関する一般的なお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京)03-6700-1165(一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※お問い合わせの際には、基礎年金番号または年金証書番号をお知らせください。

恩給などに関する手続き

A

恩 給

手続きの説明



恩給を受給されていた方の死亡により生じた未支給金の請求には、手続きが必要となります。

申請書等

●

持ち物

●

受付窓口

- 総務省恩給相談室

期 限

- 死亡した日の翌日から5年

〈問い合わせ先〉

総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400
新宿区若松町19番1号 総務省第2庁舎1階

B

国 債

手続きの説明



記名変更
償還金受領

申請書等

●

持ち物

●

受付窓口

●

期 限

●

〈問い合わせ先〉

償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局

高齢者の相談窓口

地域包括支援センター(名称・電話・管轄)

- ◆大森 ☎03-5753-6331 / 大森西(出) 管内のうち大森西1〜7丁目
- ◆平和島 ☎03-5767-1875 / 大森西(出) 管内のうち大森中1丁目1〜21番、2丁目1〜12番、19〜24番、3丁目1〜5番、9〜36番、大森東1〜3丁目、大森本町1丁目9〜11番、2丁目、平和の森公園
- ◆入新井 ☎03-3762-4689 / 入新井(出) 管内
- ◆馬込 ☎03-5709-8011 / 馬込(出) 管内のうち北馬込1〜2丁目、中馬込1〜3丁目、西馬込1〜2丁目、東馬込1丁目1〜32番、南馬込1丁目1〜4番、6〜7番
- ◆南馬込 ☎03-6429-7651 / 山王4丁目11〜20番、馬込(出) 管内のうち東馬込1丁目33〜50番、2丁目、南馬込1丁目5番、8〜60番、2〜5丁目、馬込(出) 管内のうち南馬込6丁目
- ◆徳持 ☎03-5748-7202 / 池上(出) 管内
- ◆新井宿(大森医師会) ☎03-3772-2415 / 山王3丁目、4丁目1〜10番、21〜33番、中央1〜4丁目
- ◆嶺町 ☎03-5483-7477 / 嶺町(出) 管内
- ◆田園調布 ☎03-3721-1572 / 田園調布(出) 管内
- ◆たまがわ ☎03-5732-1026 / 鶴の木(出) 管内
- ◆久が原 ☎03-5700-5861 / 久が原(出) 管内
- ◆上池台 ☎03-3748-6138 / 雪谷(出) 管内
- ◆千束(田園調布医師会) ☎03-3728-6673 / 千束(出) 管内
- ◆六郷 ☎03-5744-7770 / 六郷(出) 管内のうち仲六郷1〜4丁目、南六郷1〜3丁目、東六郷1〜3丁目、南蒲田2丁目23番、28〜30番
- ◆西六郷 ☎03-6424-9711 / 六郷(出) 管内のうち西六郷1〜4丁目
- ◆やぐち ☎03-5741-3388 / 矢口(出) 管内
- ◆西蒲田 ☎03-5480-2502 / 蒲田西(出) 管内のうち多摩川1丁目8〜10番、11番1〜8号、12〜14番、西蒲田1〜8丁目、東矢口1丁目、2丁目1〜17番
- ◆新蒲田 ☎03-6715-9731 / 蒲田西(出) 管内のうち新蒲田1〜3丁目、多摩川1丁目1〜7番、11番9〜20号、15〜36番、多摩川2丁目、東矢口2丁目18〜20番、東矢口3丁目
- ◆蒲田 ☎03-5710-0951 / 蒲田東(出) 管内のうち東蒲田1〜2丁目、蒲田1〜3丁目、5丁目
- ◆蒲田東 ☎03-5714-0888 / 蒲田東(出) 管内のうち南蒲田1、3丁目、南蒲田2丁目1〜22番、24〜27番、蒲田本町1〜2丁目、蒲田4丁目、蒲田東(出) 管内の西糀谷1丁目
- ◆大森東 ☎03-6423-8300 / 大森東(出) 管内
- ◆糀谷 ☎03-3741-8861 / 糀谷(出) 管内
- ◆羽田 ☎03-3745-7855 / 羽田(出) 管内



このマークがある項目には各自ご記入ください

障がいのある方の手続き

A 身体障害者手帳の返還

手続きの説明

身体障害者手帳をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、手帳を各地域福祉課もしくは、障害福祉課にご返還ください。

申請書等

- 身体障害者手帳交付等申請(届出)書

持ち物

- 身体障害者手帳

受付窓口

- 各地域福祉課 障害者地域支援担当(身体障害者支援)
- 障害福祉課 障害者支援担当(障害事業)

期 限

- 死亡に関する各種手続きが終了したのち、遅滞なくご返還ください。

〈問い合わせ先〉

- 各地域福祉課障害者地域支援担当(身体障害者支援)
(大 森) ☎03-5764-0657
(調 布) ☎03-3726-2181
(蒲 田) ☎03-5713-1504
(梶谷・羽田) ☎03-3743-4281
- 障害福祉課障害者支援担当(障害事業) ☎03-5744-1251

B 愛の手帳の返還

手続きの説明

愛の手帳をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、手帳を各地域福祉課にご返還ください。

申請書等

- 愛の手帳変更(返還)届

持ち物

- 愛の手帳

受付窓口

- 各地域福祉課 障害者地域支援担当(知的障害者支援)

期 限

- 死亡に関する各種手続きが終了したのち、遅滞なくご返還ください。

〈問い合わせ先〉

- 各地域福祉課障害者地域支援担当(知的障害者支援)
(大 森) ☎03-5764-0710
(調 布) ☎03-3726-6032
(蒲 田) ☎03-5713-1507
(梶谷・羽田) ☎03-3741-6526

C 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続きの説明

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、手帳を各地域福祉課にご返還ください。

申請書等

- 返還届

持ち物

- 精神障害者保健福祉手帳

受付窓口

- 各地域福祉課 障害者地域支援担当(精神障害者支援・難病医療費助成)

期 限

- 死亡に関する各種手続きが終了したのち、遅滞なくご返還ください。

〈問い合わせ先〉

- 各地域福祉課障害者地域支援担当(精神障害者支援・難病医療費助成)
(大 森) ☎03-5764-0696
(調 布) ☎03-3726-4139
(蒲 田) ☎03-5713-1383
(梶谷・羽田) ☎03-3741-6682

Blank area for additional information or notes.

児童の手当に関する手続き

A 児童手当の受給者変更・医療証の保護者変更

手続きの説明

児童手当の受給者の方、またはマル乳マル子マル青医療証記載の保護者の方がお亡くなりになった場合は、受給者（保護者）の変更の手続きをしてください。

区外で別居している支給対象児がお亡くなりになった場合は、子育て支援担当（こども医療）までお問い合わせください。

申請書等

- 児童手当 新規認定・額改定請求書 兼 マル乳マル子マル青医療証交付申請書（兼現況届）
- 未支払児童手当請求書

持ち物

- 今後受給者となる方（以下、請求者）の本人確認書類
- 請求者のマイナンバー確認書類
- 請求者名義の普通預金口座の分かるもの
- 児童名義の普通預金口座の分かるもの（未支払の手当がある場合）
- 児童の健康保険情報がわかるもの（児童の加入健康保険の情報が変更になる場合）

受付窓口

- 子育て支援課 3階 23番窓口

期 限

- お亡くなりになった日の翌日から15日以内

〈問い合わせ先〉

子育て支援課子育て支援担当（こども医療） ☎03-5744-1275

B 児童扶養手当等届出書・申請書

手続きの説明

児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成のひとり親の方に対する手当について届出・申請等していただくことが必要となることがあります。

1.今まで児童扶養手当等を受給していた方

- (1) 受給している保護者の方がお亡くなりになった場合
- (2) 受給対象児童がお亡くなりになった場合

※ (1) (2) ともに状況によって手続き内容が異なりますので、お問い合わせください。

2.今まで児童扶養手当等を受給していない方

18歳以下の児童の保護者の方がお亡くなりになった場合、児童扶養手当等ひとり親関係の手当が受給できる場合があります。

受給要件については個別に状況を確認させていただいてからの判断となりますので、お問い合わせください。

申請書等

- 状況によってお届けいただく内容が異なります。お問い合わせください。

持ち物

- 状況によってお持ちいただく書類等が異なります。お問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課 3階 24番窓口

期 限

- 速やかに

〈問い合わせ先〉

子育て支援課子育て支援担当（児童育成） ☎03-5744-1274

C 特別児童扶養手当届出書

手続きの説明

今まで特別児童扶養手当を受給していた方について届出が必要となります。

- (1) 受給している保護者の方がお亡くなりになった場合
- (2) 受給対象児童がお亡くなりになった場合

※ (1) (2) ともに状況によって手続き内容が異なりますので、お問い合わせください。

申請書等

- 状況によってお届けいただく内容が異なります。お問い合わせください。

持ち物

- 状況によってご提出いただく書類等が異なります。お問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援課 3階 24番窓口

期 限

- 速やかに

〈問い合わせ先〉

子育て支援課子育て支援担当（児童育成） ☎03-5744-1274



このマークがある項目には各自ご記入ください

A 葬祭料の支給(原子爆弾被爆者援護制度)

手続きの説明

被爆者の方の葬儀を行った方へ葬祭料が支給される場合があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

申請書等

- 葬祭料支給申請書
- 支払金口座振替依頼書

持ち物

- 死亡診断書又は死体検案書(写し)
- 死亡した被爆者の住民票(除票)(原本)
- 被爆者健康手帳(原本)及び手当証書(原本)
- 申請者が葬儀を行ったことを証明できる書類(申請者が喪主であることを確認できる会葬お礼葉書、申請者の氏名が入っている葬儀費用の領収書の写し等)
- 印鑑

受付窓口

- 各地域健康課

期 限

- お亡くなりになった日から5年以内

〈問い合わせ先〉

各地域健康課 (大 森) ☎03-5764-0661
(調 布) ☎03-3726-4145
(蒲 田) ☎03-5713-1701
(糀谷・羽田) ☎03-3743-4161

B 工場等の廃止届等

手続きの説明

工場や指定作業場の経営者の方がお亡くなりになった場合には、以下のとおり手続きが必要になります。

- 1 法人代表者として経営されており、後継者の方へ相続し法人の組織変更を行った場合は、氏名等変更の届をお出しく下さい。
- 2 個人として経営されており、事業者が親族の方へ相続を行った場合は、承継の届をお出しく下さい。
- 3 工場等を廃止した場合は、廃止の届をお出しく下さい。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

申請書等

- 1 氏名等変更届出書
- 2 承継届、承継の事実が確認できる書類(登記簿謄本の写し、契約書の写し等)、有害物質使用状況報告書
- 3 廃止届、有害物質使用状況報告書

受付窓口

- 環境政策課(みどり・環境保全) 8階 23番窓口
- 郵送でも可

期 限

- 1 変更の日から30日以内
- 2 承継の日から30日以内
- 3 廃止の日から30日以内

〈問い合わせ先〉

環境政策課環境政策担当 ☎03-5744-1369

C 区営住宅・区民住宅

手続きの説明

名義人や世帯員の方がお亡くなりになった場合の手続きについては、下記にお問い合わせください。

受付窓口

- 大田区住宅管理センター

〈問い合わせ先〉

大田区住宅管理センター ☎03-3730-7325
大田区蒲田五丁目36番3号 ユニファームビル1階

住宅・空家相談窓口

4

大切な方が住んでいた家の今後についてお悩みごとはありませんか。残しておきたい、リフォームしたい、地域で活用してほしい、などの相談をお受けしています。専門家からアドバイスがもらえる「空家総合相談会」も毎月第2木曜日に開催しています。詳細は下記にお問い合わせください。



問い合わせ先：住宅・空家相談窓口

☎03-5744-1348



その他の手続き・問い合わせ

対 象	主な手続き	問い合わせ先
固定資産税	支払い	大田都税事務所 ☎03-3733-2411
所得税	支払い	住所地の税務署
運転免許証	返納	警察署
パスポート	返納	東京都パスポート電話案内センター ☎03-5908-0400
在留カード・特別永住者証明書(外国人住民)	返納	東京出入国在留管理局 ☎0570-034259
シルバーパス	返還	東京バス協会 ☎03-5308-6950
厚生年金等	未支給年金の請求 遺族厚生年金請求	大田年金事務所(日本年金機構) ☎03-3733-4141
社会保険・共済組合等	埋葬料の請求	お亡くなりになった方の勤務先
簡易保険	保険金の請求等	郵便局
生命保険	保険金の請求等	契約している保険会社
各金融機関	名義変更・解約等	契約している各金融機関・郵便局
クレジットカード	退会	契約しているクレジット会社
不動産	名義変更・法定相続情報証明請求等	東京法務局城南出張所 ☎03-3750-6651
水道	名義変更・解約	水道局お客さまセンター(23区) ☎03-5326-1101
電気・ガス・NHK	名義変更・解約	電気・ガス・NHK各社
電話・携帯電話	名義変更・解約	各電話・携帯電話会社
インターネット回線・サービスプロバイダー	名義変更・解約	各回線・サービスプロバイダー会社
借地・借家	名義変更・解約	地主・家主、東京法務局城南出張所 ☎03-3750-6651
森林の所有者	森林の土地の所有者届出	東京都産業労働局農林水産部森林課 ☎03-5320-4854

各種相談窓口の案内

対 象	手続きの説明	問い合わせ先・場所
法律	相続など法律問題に関する弁護士による相談(予約制)です。 毎週 月曜日、水曜日、金曜日 (休日、年末年始、1月4日を除く) (1)午後1時30分 (2)午後1時55分 (3)午後2時20分 (4)午後2時45分 (5)午後3時10分	問い合わせ先(予約): 広聴広報課 ☎03-5744-1135 場所: 本庁舎 2階南側 区民相談室
行政手続	戸籍、相続、外国人在留、官公庁への許認可等の手続きに関する行政書士による相談です。 第4木曜日(年末年始を除く。休日の時は翌日、12月は第3木曜日) 受付: 午後1時から3時30分まで	問い合わせ先: 広聴広報課 ☎03-5744-1135 場所: 本庁舎 1階南側ロビー
登記	不動産、会社などの登記、申請に関する司法書士による相談(予約制)です。 第3火曜日(休日及び年末年始を除く) (1)午後1時 (2)午後1時30分 (3)午後2時 (4)午後2時30分 (5)午後3時 (6)午後3時30分	問い合わせ先(予約): 広聴広報課 ☎03-5744-1135 場所: 本庁舎 2階南側 区民相談室
不動産取引	不動産取引一般に関する宅地建物取引士による相談です。 第1・3木曜日(休日、年末年始、1月4日を除く) 受付: 午後1時から3時まで	問い合わせ先: 広聴広報課 ☎03-5744-1135 場所: 本庁舎 2階南側 区民相談室
高齢者福祉	健康、保健、生活の安定、日常生活の援助、介護など、高齢者の総合的な相談をお受けします。	問い合わせ先: お住まいの地域を担当する地域包括支援センター(P14参照)
遺族支援	身近な人を亡くした方の、こころの相談をお受けします。	問い合わせ先: 各地域福祉課精神障害者支援・難病医療費助成(こころの健康相談) (大森)☎03-6436-8750 (調布)☎03-6425-7555 (蒲田)☎03-6424-5040 (糀谷・羽田)☎03-6423-8892

大田区役所本庁舎 死亡に関する手続き窓口 フloor案内図

2025.4

北側	階	南側
	8 ♿	25 環境政策課(みどり・環境保全)
11～13 建築調整課 住宅・空家相談窓口 高齢者住宅管理窓口	7	
15 健康医療政策課 公害保健	6 AED ♿	
11～13 国民健康保険の窓口 11 加入・喪失の届出 12 保険給付の届出 13 保険料の納付相談・証明 14～19 納税課 14 収納推進担当 15 支払い窓口(税・国保) 16 整理大森 17 整理調布・整理区外 18 整理蒲田 19 整理特別徴収 機動整理	4 AED ♿	21～24 課税課 21 税証明・軽自動車税 22 調布 23 大森 24 蒲田 25 後期高齢者医療の窓口
11 高齢福祉課 12 国民年金の窓口 13 介護保険課	3 AED ♿	21 保育サービス課 22 こども未来課(施設担当) 23・24 子育て支援課 23 こども医療 24 児童育成
授乳室	2 ♿	1 区政情報コーナー 2 広聴広報課(広聴担当) 3 福祉オンブズマン室 4 区民相談室 5 指定金融機関(銀行)
8～10 戸籍住民窓口 B 8 住民票・印鑑証明・戸籍証明 9 受取り・会計窓口 11 障害福祉課 福祉の店 北口ビー	1 AED ♿	1 うぐいすネット窓口 母子健康手帳受付(夜間・休日)窓口 2～7 戸籍住民窓口 A(夜間・休日窓口) 2 住居表示窓口 3 マイナンバーカード・公的個人認証 5 受取り窓口 6 住民異動届・印鑑の登録 7 戸籍の届出 マイナンバーカード交付窓口 喫茶室(コスモ) 南口ビー
駐 車 場	B1 B2	駐 車 場



バリアフリースイール

1階は自動ドア(押しボタン式)です



1階は北側(駅側)玄関付近、

その他は中央EV付近に設置しています

5階、9階から11階は省略

区民葬儀券のご案内

- 区民葬儀取扱店(区内11店舗)に区民葬儀を利用することを伝え、死亡届を出された際に、火葬許可証を提示し、区民葬儀券の交付をお申し付けください。
葬儀後に区民葬儀券を交付することはできません。

受付窓口

本庁舎1階戸籍住民窓口、特別出張所(区内18か所)